

障発0401第5号
平成28年4月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

児童福祉法施行令一部を改正する政令（平成28年政令第187号）、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第82号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する告示（平成28年厚生労働省告示第185号）が別紙のとおり公布され、平成28年4月1日から施行することとされたところである。その主な内容及び施行期日について下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

1 改正内容

- ・ 負担額算定基準者（通所給付決定保護者の児童、通所給付決定保護者の児童であつた者のうち当該通所給付決定保護者と生計を一にする者及び通所給付決定保護者又はその配偶者の直系卑属（当該通所給付決定保護者の児童及び当該通所給付決定保護者の児童であつた者を除く。）のうち当該通所給付決定保護者と生計を一にする者をいう。）が二人以上いる通所給付決定保護者について、障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費に係る負担上限月額の見直しを行う。
- ・ その他所要の改正を行う。

2 施行期日

平成28年4月1日

- 厚生労働省令第八十二号
児童福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第百八十七号)の施行に伴い、及び児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十四条第四号の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令
児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条の三の二の次に次の二条を加える。
第十八条の三の三 令第二十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、通所給付決定保護者と生計を一にする者であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 当該通所給付決定保護者の児童であつた者

二 当該通所給付決定保護者又はその配偶者の直系卑属(当該通所給付決定保護者の児童及び前号に掲げる者を除く。)
第十八条の四中「第二十四条第四号」を「第二十四条第五号」に改める。

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

(1)

第一十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額
(その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。)

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三

第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児 (小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者) のうち最年長者である障害児に限る) に百分の十を乗じて得た額

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児 (小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者) のうち最年長者である障害児に限る) に百分の五を乗じて得た額

(2) 第二十四条第四号口に掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額
(その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。)

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児 (小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く) に係るものに限る) に百分の十を乗じて得た額

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児 (小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く) に係るものに限る) に百分の五を乗じて得た額

(3) 第二十四条第四号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児 (小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く) に係るものに限る) に百分の十を乗じて得た額
(その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。)

第二十五条の六第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同条第二号中「第二十四条第四号」を「第二十四条第五号」に改める。

第二十八条中「法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。」を削り、「同項」を「法第六条の二の二第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十四条及び第二十五条の二の規定は、この政令の施行の日以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援及び同法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援(以下「指定通所支援等」という。)について適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎恭久

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生太郎

児童福祉法施行令の一部を改正する政令についてに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

(1)

第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額
(その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。)

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十二条の五の三

第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十二条の五の三

第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額

(2) 第二十四条第四号口に掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額

保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児(小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く)小学校就学前負担額算定基準者うち最年長者である障害児に限る。)に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額

(2) 第二十四条第四号口に掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額

保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児(小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く)小学校就学前負担額算定基準者うち最年長者である障害児に限る。)に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十二条の五の三

第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十二条の五の三

第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額

(3) 第二十四条第四号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十二条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。)

第二十五条の六第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同条第二号中「第二十四条第四号」を「第二十四条第五号」に改める。

第二十八条中「法第二十四条第一項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。」を削り、「同項」を「法第六条の二の二第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十四条及び第二十五条の一の規定は、この政令の施行の日以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援及び同法第二十一条の五の四第一項第一号に規定する基準該当通所支援(以下「指定通所支援等」という。)について適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎恭久

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生太郎